

東日本大震災に対処するための聖籠町職員の勤務時間、
休暇等に関する規則の特例の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成二十三年十二月二十八日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町規則第三十四号

東日本大震災に対処するための聖籠町職員の勤務時
間、休暇等に関する規則の特例の一部を改正する規
規則

東日本大震災に対処するための聖籠町職員の勤務時間、
休暇等に関する規則の特例（平成二十三年聖籠町規則第十
八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成
二十四年十二月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。